自動車事故リスクと安全の取組み

~現場の実態と期待~

株式会社インターリスク総研 コンサルティング第四部 交通リスク第一グループ マネジャー・上席コンサルタント 蒲池 康浩

1. はじめに

運転中の体調変化により運転操作に支障をきたし、結果的に交通事故に至る場合がある.

そのため、運転者には、軽微な体調変化であっても冷静かつ適切な判断・申告が求められる。また、企業の管理者には、運転者が安全運転に支障をきたす恐れがあるかを未然に判断し、適切な指示を出すことが求められる。

2013年3月には、病気の症状の申告等に始まる改正道路交通法が閣議決定された。また、2012年10月に発行したISO39001(道路交通安全マネジメントシステム)の要求事項6.3 RTS(Road traffic safety)パフォーマンスファクターc)中間安全成果ファクターには、「疲労、注意散漫、アルコール及び薬物を特に考慮した、運転者の適格性」があげられており、自動車の安全運転における健康面での取組みはますます重要なものとなっている。

そのため、企業側の具体的な取組みとして、 点呼時の運転者の体調確認やアルコールチェッカーによる飲酒有無の確認、職場への血圧計等 の健康機器の設置、企業活動としての健康増進、 安全教育カリキュラムへの健康管理の重要性の 反映等が義務化又は推奨されているものの、現 場では法改正や環境の変化に追いついていない のが実情である.

2. 健康の取組みに関する現場の実態

現場の実態・課題について、次の6つの観点から整理する.

(1) 運転者

運転者が、健康及び疾病リスク等に関する正しい知識を理解していない、仮に知識として理解しても、今日明日にも自身に起こり得るリスクであるとの認識が希薄な場合が多い.

また,乗務日時間と給与が連動している場合,運転者が体調不良を偽って申告する場面も 多い.

さらには、運転者自身に自覚症状がなく、疾 病等に気が付かない場合も少なくない.

(2)管理者

健康及び疾病リスク等に関する啓発を推進す る立場の経営者や管理者自身が正しい知識を理 解していない場合が多い.

また、運転者からの申告や状態を観察し、安全運転に支障があるかを適切に判断できる知識、経験を持っていないことも多い.

(3) 社内規則・規程

運転者の健康,疾病情報の収集及び収集した情報の管理・取扱に関する規程及び情報システム等が整備されていない.

(4)機器

近年、ドライブレコーダーやテレマティクス、各種警報装置が普及しつつあるが、燃料費の高騰や景気の不透明さから、導入及び維持に係る費用の確保(投資)が難しい状況にある.

また、従来運転者が行ってきた運転操作や安全確認を高性能・高精度な機器が補助することで、かえって運転者の運転技術や注意力の低下を招く事例や、携帯電話の操作等の法令違反行動が増えた等の事例も報告されつつある。

(5) 教育

健康や疾病に関する知識やリスクを体系的に 学ぶ場、機会が少ない、反面、インターネット の普及等により情報が氾濫しており、運転者が 正しい情報を選別するスキルを身に付ける必要 があるが、そのような場も限られている.

また,高度且つ専門的な内容を現場に伝えることができる者が限られており,疾病や症状,リスクを身近なものとして実感(疑似体験)できる教材や仕組みも乏しい.

(6)管理体制

運転者不足のため、仮に運転者が体調不良を 申告した場合に、速やかに代理の運転者を手配 できないことが多い、また、健康診断の結果や 産業医を十分に活用している企業も多くはない.

3. 相互理解のために

上記の課題の改善・解決手段の一つに、最先端の研究成果や技術、情報等を現場に普及・浸透させ、また、現場の課題や期待をメーカーや医療従事者、研究者等に届ける通訳的な役割(サポーター)の育成及びノウハウ、情報共有のためのネットワーク構築が考えられる。

発表では、インターリスク総研が行っている それらの取組事例等について触れる.